

## 公的研究費の内部監査に関する内規

(根拠)

第1条 「北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為への対応に関する規程」(以下、「規程」と言う)第32条にもとづき、この内規を定める。

(目的)

第2条 本内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日、文部科学大臣決定)に準拠して、公的研究費(科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金等)(以下、「補助金」と言う)の執行にかんする責任体系を明確にし、内部監査(通常監査と特別監査)に必要な事項を定めることを目的とする。

(責任体系)

第3条 補助金の運営と管理について、学長は最高管理責任者として最終責任を負う。

2 統括管理責任者には、「規程」第11条第5項に定める不正行為防止対策副委員長が当たり、最高管理責任者を補佐し、補助金の運営と管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

3 「規程」第11条第1項第2号と第3号に定める委員は、部局責任者として各部局における補助金の運営と管理について実質的な責任と権限をもつ。なお、法務研究科及び付属研究所が、その事業を遂行するために補助金を受けるときは、当該部局の長を部局責任者に加える。

4 事務部長は、学長の指示により、執行統括責任者として、補助金の申請・執行にかかる事務を統括し、補助金事務担当職員にたいして、内部監査を含む一切の監査に耐える関係書類・会計証憑等を整えさせたり、購入物品の検収に当たらせたりする。

(内部監査委員会)

第4条 内部監査(以下、「監査」と言う)を実施するために、最高管理責任者のもとに内部監査委員会(以下、「委員会」と言う)を置く。

2 委員会は、監査の対象者を選定し、その旨を対象者に通知する。

3 委員会は、その目的を達成するために必要な事項を定めることができる。

4 委員会は、「規程」第9条に定める不正行為防止対策委員会(以下、「9条委員会」と言う)はもとより、本学のあらゆる部局と連携し、監査の効果を発揮できるように努めるものとする。

5 委員会は、監査の進捗状況および監査結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、委員会の報告にもとづいて、適切な措置を執らなければならない。

(委員会の構成)

第5条 最高管理責任者は、9条委員会の意見を聞き、不正発生要因に応じて、教員と職員のなかから、高い専門性を備え、本学の運営を全体的に考察できる若干名を内部監査人として内部監査委員(以下、「委員」と言う)に任命し、その1名を委員長に指名する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、監査の内容を最高管理責任者以外の者に知らせてはならない。

(監査対象者の不服申し立て)

第7条 監査を受けた者が監査結果を不服とするときは、監査結果が通知された日から10日以内に、書面をもって最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

2 不服申し立てを受けた最高管理責任者は、本内規第5条にもとづいて、速やかに新たな委員を指名して、委員会を構成しなければならない。

3 前項に定める委員会は、不服申し立ての日を起算日として30日以内に、最高管理責任者に監査結果を報告するものとする。

4 前項に定める監査結果の取り扱いについては、本内規第4条第6項を適用する。

付則 この内規は平成24年9月19日から施行する。